

第8章 悪臭

悪臭は、騒音・振動と同様に人間の感覚に不快感を与える感覚公害です。その発生源は、製造業（特に食品や飼料）や畜産業など多岐に渡ります。また、家庭でのごみ焼却にともなう悪臭など生活に密着した悪臭についての苦情も多く寄せられます。

悪臭防止法では、工場や事業場から排出される悪臭について22種類の悪臭物質を指定して敷地境界上での濃度を規制し、さらに物質によっては、排出口や排出水にも敷地境界上と同様の規制をしています。また、と畜場法やへい獣処理場等に関する法律においても規制されています。

1. 悪臭物質の規制基準

○悪臭物質の規制基準（平成24年3月15日関市告示第49号）

悪臭物質	基準値 (ppm)	排出口 の規制	排出水 の規制	にのいの種類
アンモニア	1	○		し尿のようなにのい
メチルメルカプタン	0.002		○	腐った玉葱のようなにのい
硫化水素	0.02	○	○	腐った卵のようなにのい
硫化メチル	0.01		○	腐ったキャベツのようなにのい
二硫化メチル	0.009		○	
トリメチルアミン	0.005	○		腐った魚のようなにのい
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさいにのい
プロピオンアルデヒド	0.05	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにのい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○		
イソブチルアルデヒド	0.02	○		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	○		むせるような甘酸っぱい焦げたにのい
イソバレルアルデヒド	0.003	○		
イソブタノール	0.9	○		刺激的な発酵したにのい
酢酸エチル	3	○		刺激的なシンナーのようなにのい
メチルイソブチルケトン	1	○		
トルエン	10	○		ガソリンのようなにのい
スチレン	0.4			都市ガスのようなにのい
キシレン	1	○		ガソリンのようなにのい
プロピオン酸	0.03			刺激的な酸っぱいにのい
ノルマル酪酸	0.002			汗くさいにのい
ノルマル吉草酸	0.0009			むれた靴下のようなにのい
イソ吉草酸	0.001			